

京都市訓令甲第 6 号
庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 8 月 30 日

京都市長 門川 大作

第 5 条中「人材育成政策監」の右に「，監察監」を加える。

附 則

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)